

流通改善ガイドラインに基づく相談窓口への相談事例について

【相談区分】

仕切価等の交渉に関するもの

【相談者】

卸売業者

【内容】

取引先の一部メーカーとの間で設定されている仕切価・割戻しが流通経費等を踏まえた水準に設定されていないとの相談（個別には下記①～③のような事例についての相談。計12件）

- ①従来から仕切価が高水準のまま据え置かれており、割戻しを加味した正味仕切価でみても、流通経費等を踏まえた水準での仕切価設定となっていない。
- ②仕切価の水準が引き上げられ、割戻しを加味した正味仕切価でみても、流通経費等を踏まえた水準での仕切価設定となっていない。
- ③仕切価の水準に変更がない中で、割戻しが大幅に縮小され、仕切価に当該割戻しを加味した正味仕切価でみても、流通経費等を踏まえた水準での割戻し設定となっていない。

【流通改善ガイドライン上の考え方】

各メーカー・卸売業者は、流通経費等の負担の公平性の確保を念頭に、両者間で十分に協議の上、流通改善ガイドラインに則して適切な仕切価・割戻し等を設定する必要がある。

【対応経過】

相談者の卸売業者と相手方メーカーとの間で再度協議を行い、卸売業者が負担する流通経費等について認識の共有を図った。さらに、今後も仕切価等の見直しに向けて当事者間で協議を継続することとしている。

なお、本件相談の相談者・相手方に限らず、メーカー及び卸売業者に対し、仕切価等の交渉・設定に関して、以下の周知等を図った。

- ・「「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」に関する質疑応答集（Q&A）について」（平成30年7月12日医政局経済課・保険局医療課事務連絡）のQA2により、不適切な最終原価設定について例示
- ・「適切な仕切価・割戻し等の設定について」（平成30年10月3日医政局経済課事務連絡）により、流改懇・日本製薬工業協会と日本医薬品卸売業連合会のワーキングチームにおいて取りまとめられた「医薬品卸売業の機能と割戻しの項目・内容」を周知するとともに、これを用いた現状の割戻しの確認、卸機能を評価したのではなく仕切価を修正するような割戻しが設定されている場合の仕切価への反映検討などを要請